

川 聯

かわ

ひらた

No.125

「税を考える週間」特集号

令和4年11月1日

若松税務署管内税務推進協議会会報

兼人
編集
発行
編集

北九州市若松区白山1丁目9-4

竹内 清二

(761)4125



消防物見塔

この塔に一度登ってみたいと思っ
ているが今に実現しない。

陸署の建物と隣り同士で、老松町、
中川通の角、私はいつもこの道を通る
のだが、朝は署員のラジオ体操に出合
い、夕方はそれがバレーボールになっ
ている。

近ごろは車がふえたので、交通事故
や急病人の救急車が大活躍のようだ。

火災のポンプ車は整備だけの方がよ
ろしい。

(昭和53年4月20日発行)

絵文 片山 正信氏

版画若松百景より

遠岡水芦中若若若	税理士会若松支部
賀垣卷屋間松松松	(公社)若松貯連合会
町町町町	色松青松
商商商商	間松松
工工工工	商税務間
会会会会	会相税
	談所所

税を考える週間

これからの社会に向かって



一人ひとりの納税が 社会の中で実ります

期間 **11月11日 ▶ 11月17日**

税を考える週間 検索



国税庁

<https://www.nta.go.jp>

法人番号 7000012050002 ウェブサイト掲載(公)

くらしを支える税

~~~~~ 令和4年度 「税を考える週間」 行事日程表 ~~~~~

| 月  | 日             | 曜              | 行事名                                    | 開始    | 終了    | 主催                   | 場所                      |
|----|---------------|----------------|----------------------------------------|-------|-------|----------------------|-------------------------|
| 11 | 3             | 木              | バス研修会                                  | 7:30  | 18:45 | 若松法人会<br>若松1～4支部     | 山口県岩国市<br>(車中で税金クイズを実施) |
| 11 | 8             | 火              | ラジオ放送「明日への扉」                           | 11:00 | 12:00 | 若松法人会                | エアステーションひびき             |
| 11 | 12<br>～<br>15 | 土<br>～<br>火    | 小学生の税の書道展<br>(12日は11:00から、15日は15:00まで) | 9:30  | 20:00 | 若松税務推進協議会            | サンリブ若松1階催事場             |
| 11 | 18            | 金              | 税の無料相談会                                | 10:00 | 15:00 | 中間・遠賀郡4町商工会          | レガネットなかま                |
| 11 | 29            | 火              | 税務研修会(若松税務署長)                          | 15:00 | 16:00 | 税理士会、法人会及び<br>間税会青年部 | 若松税務署<br>2階大会議室         |
| 11 | 中旬～<br>下旬     | 納税表彰(表敬訪問)     |                                        | —     | —     | 若松税務署                | 各表彰場所                   |
|    |               | 税に関する高校生の作文表彰  |                                        | —     | —     |                      | 表彰校                     |
|    |               | 租税教育推進校表彰      |                                        | —     | —     |                      | 表彰校                     |
| 12 | 中旬            | 中学生の税についての作文表彰 |                                        | —     | —     | 若松納税貯蓄組合連合会<br>若松税務署 | 表彰校                     |

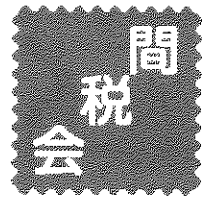
## ～「税を考える週間」とは～

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っており、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設けておりますので、是非、ご覧ください。

## 受彰者及び受贈者の皆様、おめでとうございます

|        |         |           |                   |
|--------|---------|-----------|-------------------|
| 福岡国税局長 | 納税表彰受彰者 | 岡 部 憲 昭   | (若松法人会 会長)        |
| 福岡国税局長 | 納税表彰受彰者 | 白 石 信 和   | (若松間税会 会長)        |
| 若松税務署長 | 納税表彰受彰者 | 樽 野 久 美   | (若松税務相談所 次長)      |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 小早川 輝 成   | (若松法人会 理事)        |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 宇 野 耕 一   | (九州北部税理士会若松支部 理事) |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 遠 賀 町 役 場 | 税務課               |



### 全国間税会 総連合会 第四九回 通常総会 長崎大会開催

全国間税会  
総連合会(片岡直公会長)は令和四年九月九日に長崎市の出島メッセ長崎で第四九回通常総会会長崎大会を開催しました。

当日は国税庁の阪田渉長官から来賓多数のほか、全国の間税会から役員・会員ら約五〇〇人が出席しました。

はじめに福岡国税局間税会連合会の中野文治会長が開会の辞を述べた後、片岡会長が、二年連続で会員数が大幅に減少しているとして「来年度創立五〇周年を迎えるに当たり、会員の減少傾向に歯止めをかけた」と協力を呼び掛け、「会員一丸となつて、より実効性のある会活動を積極的に展開し、間税会の更なる充実と発展に繋げていく」とあいさつした。

その後、議事に入り、昨年度の事業では、消費税を導入する主な国の税率と世界地図を印刷したクリアファイルの増刷と活用、「税の標語」募集など租税教育の推進に取り組んだと報告。

次いで、税制および執行に関する提言活動、消費税等に関する

る周知・啓発活動の更なる強化、組織の拡大・強化と財政基盤の確立などを盛り込んだ令和四年度事業計画案を承認。また、「税の標語」募集推進の功労単体会表彰なども行われた。

総会後には、元五輪女子マラソン日本代表でスポーツジャーナリストの増田明美氏による「暮らしとスポーツにおける公共性」のテーマで記念講演を行った。

また、青年部の第四四回と女性部の第四一回の通常総会も開催された。

### 白石信和会長国税局長 納税表彰

若松間税会白石信和会長の多年にわたる申告納税制度の普及、発展及び納税思想の向上にご尽力いただいたご功績に対しまして、令和四年十一月一日に、KKRホテル博多において、令和四年度国税局長納税表彰式が挙行されました。

## マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。  
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

### 安心・安全! 4つのポイント

- Point 1** なりすましはできません。 顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。
- Point 2** プライバシー性の高い個人情報が入っていません。 ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。
- Point 3** 電子証明書を使うため、オンラインでの利用にはマイナンバーは使われません。
- Point 4** マイナンバーを見られても悪用は困難です。 マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

## こ〜んなに便利! マイナンバーカード

NEW!

公金受取口座の登録で  
給付金等の受取が  
カンタン!

NEW!

最大20,000円分の  
マイナポイントが  
もらえる!

マイナンバーカードの新規取得等で最大5,000円分  
健康保険証としての利用申込みで7,500円分  
公金受取口座の登録で7,500円分  
詳しくは [マイナポイント](#) で検索!

行政手続きも  
オンラインで

住民票の写しなども  
コンビニで  
カンタン取得

確定申告でも  
医療費通知情報を  
カンタン連携

健康保険証  
として使える!

新型コロナウイルスワクチン  
接種証明書の  
電子交付にも利用!

薬剤情報や  
特定健診情報等が  
マイナポータルで  
確認できる!

本人確認書類  
として使える

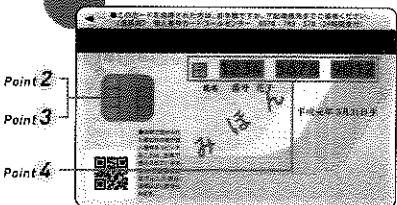
詳しくは [マイナンバーカード](#) で検索!  
デジタル庁作成 (R4.5)

おもて 顔写真付き! 対面での本人確認書類に!



Point 1

おもて ICチップ付き! オンラインでの本人確認に!



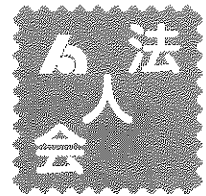
Point 2

Point 3

Point 4

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。)

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日(またはマイナンバーカードの有効期限)までです。



## 会員の集い 令和4年度 「夏の夕べ」開催



岡部憲昭会長挨拶



小早川輝成青年部会長挨拶



間税会による税金クイズ



アトラクションで会場は盛り上がりました!

令和四年八月五日(金)新型コロナ対策で例年より規模を縮小し、社会貢献、税の研修、参加者相互の交流を目的に「ぶどうの樹」において120名の参加をいただき「夏の夕べ」を開催いたしました。

岡部会長の開催挨拶、AIG損害保険(株)川崎英幸支店長による乾杯で開始しました。

間税会による税金クイズでは若松税務署提供の問題に各テーブル単位で参加し、難問を勝ち抜いたテーブルには賞品が授与されました。

アトラクションは柿原正洋&上村貴子による演奏をバックに三尾ふき子のボーカルで大変盛り上がりました。

また、恒例のチャリティ行事は令和2年7月豪雨に伴う被害に対する支援を目的に社会貢献委員会及び女性部会による「チャリティー販売」で地元物産の販売を行いました。30分で完売し、熊本県に義援金として寄贈することができました。

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ **ネット医療相談サービスのご案内**

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、**おひとり様<sup>(※1)</sup>月1回<sup>(※2)</sup>のご相談まで無料で利用いただけます。**

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Affac

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

ご利用はこちらから



# 税務相談所は

## 税のアドバイザーです!

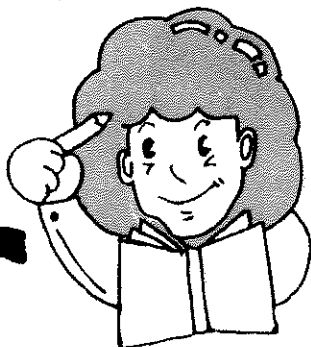
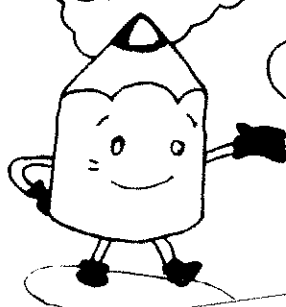
### 税務 相談所

帳簿のつけ方が  
わからない

忙しくて  
人手が足りない

税務署に行くのが  
苦手だ

こんな時に  
ご利用下さい。



# 案ずるよりは まず相談

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知り  
になりたい方は、  
(下記の)  
各税務相談所へ



会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
  - ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- 但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい
- ③ 各種手数料……実費程度

〔若松税務署管内の税務相談所〕

**若松税務相談所** 若松区本町三丁目11-1  
ベイスайдプラザ若松本館4F  
(電話) 771-3726番

**中間税務相談所** 中間市長津一丁目7-1  
中間商工会議所内  
(電話) 245-1081番

**芦屋税務相談所** 遠賀郡芦屋町中の浜9-52  
芦屋町商工会内  
(電話) 222-2111番

**水巻税務相談所** 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7  
水巻町商工会内  
(電話) 201-7551番

**遠賀税務相談所** 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18  
遠賀町商工会内  
(電話) 293-0165番

**岡垣税務相談所** 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36  
岡垣町商工会内  
(電話) 282-0294番

## 消費税

## ～インボイス(適格請求書等保存方式)制度～

インボイス制度開始までいよいよ1年あまりとなりました。課税事業者の方は、すでにインボイス発行事業者として登録された方も多いのではないかと思います。東京商工リサーチのアンケート調査では、インボイス開始後は免税事業者との取引について明確に「取引しない」との回答が9.8%に達し、46.7%が「検討中」と公表されています。今後「取引しない」が更に増加すると思われます。特に免税事業者にとって、インボイス制度開始後は事業継続していくうえで死活問題となる可能性があり、しっかりと制度を理解して登録する必要があるか否かを判断しましょう。

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、  
原則、令和5年3月31日までに  
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



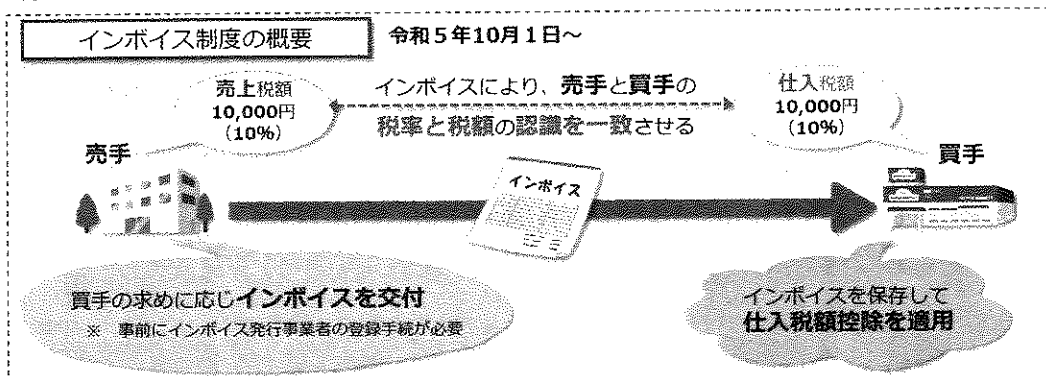
## ☆ 「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

## ☆ 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



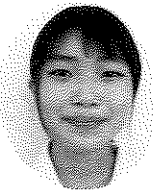
# 納貯連

中学生の「税についての作文」

全国審査対象作品(賞未定)

## 「支え合いの輪」

洞北中学校 三年 久保田 凜



御年九十二歳の曾祖父、御年八十八歳の曾祖母。まだまだ元気な二人を家族で介護している。今でこそ、介護保険の恩恵を受け二人共快適な生活をしているが、一年前までは大変だった。その実体験を書いていきたいと思う。

二人はとても頑固で最高のコンビネーションを持っている。一人が嫌がる事は二人共、満場一致の嫌。ケアマネージャーさんの説得も背空しくデイサービスに行くのは気まぐれだし、介護ベッドも「日本人やから布団が良い。」

と、頑なに拒み和室に布団という昔ながらのスタイルで生活していた。何も聞く耳を持たず、頑固に、自由に、元気に、気ままに。転機となったのは、夏のうだるような暑さ。

「エアコンは勿体無い、扇風機で上等。」そう言っただけで私達がつけたエアコンを、すかさず消す。オン、オフ。オン、オフ。これを一日何十回と繰り返し、とうとう軽度の熱中症になり、二週間夫婦二人で入院する事になってしまったのだ。水分補給が不十分だったのか、無理矢理にでもエアコンを付けて見張っておけば。後悔の念が押し寄せる。

そんな時だ。ケアマネージャーさんが提案してくれた「自宅大改造計画。」エアコンの件のお説教は主治医の先生にお任せして、私達は自宅をより安心して介護のできる場

所へと変えましょう、そう笑顔で励ましてくれた。それから退院までの約二週間は何度もケアカンファを行い生活動線を考えながら介護福祉用具のカタログを見て部屋を作りあげていった。

「こんな物まで借りれるとね。」曾祖父と曾祖母は部屋を見渡しながら目を輝かせた。転倒防止に取り付けた突っ張り式の手すり、ソファの補助手すり、長時間寝ても体が痛くなりくいベッドとマット。私達を呼びたい時のワイヤレスチャーム、曾祖父の三点杖も月々格安でレンタルでき、壁の手すりや入浴の椅子、段差を無くすスロープは一割負担で購入できた。

少子高齢化が進む中、本当に有り難い制度だと痛感した。曾祖父が、祖父が、両親が、北九州市の人々が納めた税金のおかげで安心して曾祖父が暮らせる環境作りを行うことができたのだから。税金は、目に見えない形の無い、どこか自分とは無縁な物と感じていたけれど、私の住む町、北九州市を見渡すと普段目にする公園や道路、施設や毎日のごみ出し、美しい町並み、生活のありとあらゆる物が税金によって支えられている。子どもから、曾祖父父母の様な高齢者まで、みんな笑顔で暮らせる街作りを行う税金。人と人との支え合いで明るい未来を作る制度を体感した私は、目の前に広がるこの街をより良くする為に、今日から一歩一歩前進していこうと思う。いつの日か大人になった時にはきちんと納税をして、今度は支える存在になりたい。

福岡県知事賞

## 「税と共に生きる」と

芦屋中学校 三年 花田 朋香



私は「クローン病」という難病にかかっています。この病気は、口腔から肛門にいたるまで消化管のどの部分にも炎症が起る厚生労働省が指定した指定難病です。

現代の医学が発達しているため、適切な治療をして症状を抑えられれば、健康な人と変わらない日常生活を続けることができま。それでも、定期的な検査や点滴による治療をしなければいけないため月に一度、入院する必要があります。

どのくらい医療費がかかるのだろうかと思いに聞いたところ、一度の入院でも数十万の医療費がかかると言われました。その治療費を、毎月払わないといけないため、母子家庭である我が家だけではとても払えるお金ではありません。

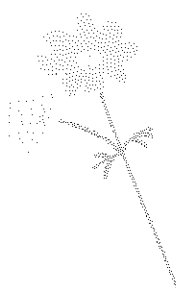
しかし、私の住む町には「子ども医療費助成制度」というものがあり、町が医療費を全額負担してくれています。また、大人になってからでも「難病医療費助成制度」により医療費の多くを助成金がまかなってくれるのです。実際に自分自身が難病になったことでこのような制度があることを知り、制度に使われている医療費は、皆が払ってこれている税金によって成り立っているということがわかりました。

医療費助成制度で医療費の自己負担が減って、治療がうけられなかった人がうけられるようになった一方、無料だからといって受診する必要のない軽い症状でも病院に行く人もいます。おそらく、税金を納めてい

る人の多くは、支出ばかりでマイナスのイメージをもっていると思います。中には納めることが、ままならない人もいます。う。それでも、払いたくない気持ちを抑えて納めてくれます。なのに、タダだからといって必要以上の薬を処方してもらったことはいくつもの経験から。これでは、税によって自己負担が減っているはずなのに、逆に一人一人の負担が大きくなってしまう。

先日、入院したときに、母に頼んで実際にかかる医療費を説明してもらったことで、自分にこんなにもたくさん税金が使われているのだと身近に感じる事ができました。私たちの医療費は無料であって決して0円ではありません。たくさんの方が納めてくれる税金によって支えられているのです。そのこと私たちは常に心に留めておくべきだと思います。

私たちのすぐそばに税金は存在します。今適切な治療をうけられているのも紛れもなく税からなる制度のおかげです。私は他の人よりも多くの税金を使っています。だから、大人になったら恩返しをする義務があるのだと思います。これからは、私たちが家族のような人達を支えるために、人よりたくさんのお金を納めたいと思います。





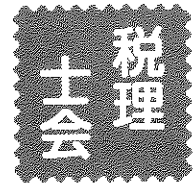
# 令和5年10月インボイス制度が始まります!

適格請求書発行事業者の登録申請はお済みですか?

令和5年2~3月は申請が集中することが想定されます。

取引先への番号通知や、請求書・領収書(レシート)への番号印刷も必要です。

まずは税理士にご相談ください。



(五十音順)

## 税理士会若松支部

| 氏名    | 事務所所在地                                    | 電話               | 氏名    | 事務所所在地                               | 電話               |
|-------|-------------------------------------------|------------------|-------|--------------------------------------|------------------|
| 穴井 秀幸 | 遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号                         | 283-2445         | 高瀬 浩司 | 遠賀郡岡垣町公園通り1丁目10番15号                  | 282-1675         |
| 井浦 幹夫 | 中間市東中間1丁目7番3号                             | 243-1188         | 田口 和博 | 北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号                 | 741-5775         |
| 石田 光明 | 遠賀郡岡垣町戸切1387                              | 281-5005         | 田口 真崇 | 小敷ひびきの3丁目5番1号<br>田口和博税理士事務所          | 741-5775         |
| 石田 義英 | 中間市中央2丁目5番23号                             | 245-6748         | 竹内 清二 | 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計              | 761-4125         |
| 伊藤 道夫 | 〃 弥生1丁目14番43号                             | 245-4372         | 藤堂 信司 | 中間市小田ヶ浦1丁目1番17号                      | 090<br>8625-7000 |
| 猪原 清典 | 北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号                       | 742-2910         | 時永 昌和 | 北九州市若松区白山1丁目18番6号<br>アイビル2F          | 751-0030         |
| 宇野 耕一 | 遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号                          | 201-1671         | 中尾 寿子 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号                | 282-2825         |
| 大津 康裕 | 北九州市若松区東二島5丁目14番69号                       | 980-4425         | 中村 悦郎 | 北九州市若松区白山1丁目7番3号                     | 771-4355         |
| 大塚 克己 | 中間市中間1丁目8番1号-202号                         | 050<br>5211-7461 | 中村 誠  | 〃 東二島5丁目9番22-207号                    | 791-6877         |
| 大庭 祥功 | 北九州市若松区本町3丁目2番23号<br>平島靖元税理士事務所           | 751-3021         | 中村 淑恵 | 〃 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計            | 761-4125         |
| 小野 益博 | 〃 片山1丁目6-1-102号                           | 791-7005         | 西澤 勉  | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号                   | 282-5792         |
| 片山 和博 | 遠賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号<br>K&Kビル2F              | 203-3001         | 西田 均  | 〃 水巻町宮尾台5番12号                        | 980-2190         |
| 加藤 博道 | 〃 遠賀町大字別府3178番地3                          | 701-4180         | 仁部 義宏 | 中間市岩瀬1丁目8番1号<br>東海倶楽部 I-203号         | 246-1703         |
| 木村 博俊 | 〃 岡垣町旭台3丁目11番4号                           | 283-0380         | 能美 雅昭 | 北九州市若松区中川町3番25号                      | 751-0705         |
| 工藤 泰則 | 中間市中間3丁目18番5号                             | 246-1685         | 野上 浄治 | 遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号                      | 553-0290         |
| 久保田浩一 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号<br>中尾寿子税理士事務所       | 282-2825         | 野末 昌資 | 〃 旭南17番6号                            | 283-4027         |
| 倉地 和敏 | 〃 南高陽6番12号                                | 282-2496         | 濱崎 恭  | 北九州市若松区本町3丁目11番1号<br>ベイスайдプラザ若松本館4F | 761-6993         |
| 古後 和弘 | 北九州市若松区鶴生田3丁目14番5号                        | 791-5881         | 原 和枝  | 遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号                    | 201-6461         |
| 小竹エリナ | 〃 ひびきの1番8号-3階<br>アネーラ税理士法人                | 616-8218         | 樋口 之春 | 北九州市若松区高須東4丁目6番22号                   | 741-5556         |
| 小林 香織 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号<br>中尾寿子税理士事務所       | 282-2825         | 久野 靖典 | 中間市桜台2丁目14番5号                        | 244-5608         |
| 近藤 邦雄 | 〃 水巻町頃末南3丁目19番25号                         | 201-5591         | 平島 靖元 | 北九州市若松区本町3丁目2番23号                    | 751-3021         |
| 坂口 充笑 | 中間市大字下大隈1703番地                            | 244-4451         | 深田 満子 | 遠賀郡岡垣町大字高倉575番地                      | 283-2345         |
| 坂口 誠一 | 北九州市若松区用勾町30番6号                           | 701-3078         | 藤本 泰秀 | 北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号                  | 741-4894         |
| 坂根 洋輔 | 〃 本町3丁目11番1号<br>ベイスайдプラザ若松本館4F 濱崎恭税理士事務所 | 761-6993         | 古津 剛  | 遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号                   | 293-3945         |
| 澤田 一弘 | 〃 青葉台西5丁目17番2号                            | 555-1894         | 堀江 祐治 | 北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号                   | 741-2765         |
| 柴田 拓保 | 〃 本町1丁目9番8号<br>プレステージ本町301号               | 090<br>2732-6266 | 松木摩耶子 | 〃 ひびきの1番8号-3階<br>アネーラ税理士法人           | 616-8218         |
| 城野 博美 | 遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号                          | 293-7137         | 松田 剛和 | 遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号                      | 291-5601         |
| 白石 哲則 | 〃 大字上別府594番地                              | 293-9278         | 武藤 淳  | 中間市東中間2丁目19番28号<br>アネーラ税理士法人 中間事務所   | 245-1600         |
| 鈴木 良樹 | 中間市土手ノ内3丁目35-27                           | 980-1135         | 山根 慎一 | 北九州市若松区高須南5丁目1番13号                   | 741-3205         |
| 副田 義男 | 北九州市若松区二島6丁目4番55号<br>第5竹ビル3階              | 701-3567         | 吉田 秀樹 | 中間市鍋山町16番1号                          | 245-5857         |
| 高司 靖  | 中間市岩瀬西町4番39号                              | 245-5491         |       |                                      |                  |

### 税理士法人

| 名称              | 事務所所在地                               | 電話       |
|-----------------|--------------------------------------|----------|
| アネーラ税理士法人       | 北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階 | 616-8218 |
| アネーラ税理士法人 中間事務所 | 中間市東中間2丁目19番28号                      | 245-1600 |
| 税理士法人 竹内会計      | 北九州市若松区白山1丁目9番4号                     | 761-4125 |

## 県税だより

《福岡県と県内全市町村からのお知らせ》

### 事業者の皆さまへ

◆福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底しています！

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業者の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、納税義務者である従業員の方に代わって市町村に納入していただく制度です。

特別徴収は、従業員の方が自分で金融機関等に納税に行く手間が省けますし、納税を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配もありません。また、税額計算は市町村で行いますので、所得税のように事業者の方が毎月計算する手間はありません。

原則として全ての従業員の方が対象となりますが、県内市町村統一で設定した基準に該当し、かつ、特別徴収が困難な場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収申請書」による手続きを行うことで特別徴収を行わないことができます。

この手続きがない場合は特別徴収となります。該当する場合はお手続きをお忘れなく！

詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

「個人住民税 特別徴収推進のひろば」

福岡県 特別徴収推進

検索

お問い合わせ先

【制度に関すること】

福岡県税務課個人住民税徴収機動班

☎092・643・3049

【手続きに関すること】

各市町村個人住民税担当課

## 市町村税だより

《年途中で土地の売買をした場合》

Q 私は令和3年12月22日に、自己所有地の売買契約を締結し、翌年の令和4年1月10日に買主への所有権移転登記を済ませました。

令和4年度の固定資産税は、誰に課税されるのでしょうか？

A 令和4年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

地方税法の規定により、土地・家屋はその年の1月1日（賦課期日）現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して、当該年度の固定資産税を課税することになっています。

《住宅を新築した場合》

Q 私は平成30年9月に住宅を新築しましたが、令和4年度分から固定資産税が急に高くなりました。なぜでしょうか？

A 新築の住宅が一定の条件に当てはまる場合、新たに固定資産税が課税される年度から3年度分（地上3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分。ただし、長期優良住宅に該当する場合は、各2年度分延長されます。）は、一戸当たり120㎡までの固定資産税（家屋分）が2分の1に減額されます。

あなたの場合は、令和元・2・3年度の相当部分の税額が2分の1に減額されていましたが、令和4年度は減額適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻ったためです。

※固定資産税の制度について詳しいご説明が必要な場合は、お住まいの市町村の固定資産税窓口にお尋ねください。

# 雑談室

## 親の意見と冷酒は？

寒さが増すことに恋しくなるのが鍋料理。水炊きやぶぐちり、あんこう鍋やねぎま鍋等全国各地にご当地鍋があります。折角であれば鍋と一緒に日本酒も愉しみたいところですが、さて日本酒造りに欠かせないもの、まずはお酒の約80%を占める「仕込み水」です。この水の硬度や含まれる微量元素で出来上がるお酒に大きな違いが出ます。基本的には仕込み水として天然水が使用されるため、その地方や酒蔵によつて固有の味が決まります。久保田で有名な新潟の朝日酒造では硬度の低い軟水を地下から汲み上げています。この水は雪解け水が川に流れ出たものが長い年月を経て地下に浸透するため、まろやかで口当たりの良い水になります。福岡県の酒蔵も筑後川流域などは硬度5以下の軟水で甘口ですが、宇美町にある萬代で有名な小林酒造本店は4kmほど離れた山から三郡山系の伏流水をパイプで引いています。これは硬度100前後の中硬水なのでキリツと辛口が身上となります。

次はお米。日本酒では、心白と呼ばれる米の中心部のみを使うために「磨き」という工程が入ります。これは麹菌が生育しやすくアルコール発酵が進みやすい部分のみを残すことで、日本酒をより早く美味しく造るために欠かせない工程です。つまりより大きい心白を残すためには、必然的により大きな米粒を取

穫できる米の品種が必要になります。これを酒造好適米と言います。その代表的な品種は兵庫の山田錦、新潟の五百万石、岡山の雄町等があります。福岡には喜多屋で使われる夢一献や繁耕で有名な高橋商店で使われる吟のさと等、新たな酒造好適米の開発が進んでいます。これらの米を70%以下に精米することで、雑味を無くしより美味しい日本酒となるよう創意工夫がなされています。



そして、三つ目の日本酒造りに欠かせない材料は麴です。麴は醤油や味噌など発酵食品の製造にはなくてはならない必需品です。麴によつて米の澱粉質を形作るブドウ糖の結合を切り離しブドウ糖単体にします。これを糖化といいます。この糖が酵母菌によつてアルコールに変化することで酒になります。また、麹菌が持つタンパク質分解酵素によつて米のタンパク質がアミノ酸に変化して、これが日本酒の旨

みの素となります。

先ほど説明に出てきた酵母菌には協会系酵母の他にも各県で独自の酵母があります。福岡県筑紫野市の大賀酒造では太宰府天満宮の飛梅の花から生まれた酵母で菅公の酒を造っています。因みに大賀酒造は今から約三百五十年前に酒造りを創めた福岡県で一番古い酒蔵です。

ところで、令和二年10月から日本酒にかかる酒税が3.5円引き下げられました。令和五年10月にはさらに3.5円引き下げられ、350mlあたり35円になります。発泡酒やチューハイ、ワインが税率引き上げ傾向の中で、日本酒党にとつては朗報です。国税庁のサイトによると、明治三十二年には地租を抜いて初めて酒税(酒造税)が国税税収の第一位に輝いたそうです。その後昭和十八年から税制として日本酒をアルコール度数と原エキス分の割合によつて分類した級別制度が導入されました。一級酒や二級酒で区別していた時代が壊かしい方も多いのではないのでしょうか。さらに平成四年からは本醸造や純米酒など特定名称による分類での課税に変更されました。

日本人の生活では様々な場所で日本酒が登場します。時代は変わり海外のお酒も容易に手に入りますが、熱々の鍋料理にキリツと冷えた日本酒をご自慢の酒器で戴くのも格別の楽しみではないでしょうか。とところでタイトルのところは…はい、後で効く、です。

# 中尾寿子 税理士事務所

税理士 中尾 寿子  
遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号  
TEL 282-2825  
FAX 283-1817

# 中村悦郎 税理士事務所

税理士 中村 悦郎  
北九州市若松区白山1丁目7番3号  
TEL 771-4355  
FAX 761-6603

# 仁部義宏 税理士事務所

税理士 仁部 義宏  
中間市岩瀬1丁目8番1号  
TEL 246-1703  
FAX 246-1704

# 高司 靖 税理士事務所

税理士 高司 靖  
中間市岩瀬西町4番39号  
TEL 245-5491  
FAX 245-5492

# 松田剛和 税理士事務所

税理士 松田 剛和  
遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号  
TEL 291-5601  
FAX 291-5602

# 平島靖元 税理士事務所

税理士 平島 靖元  
北九州市若松区本町3丁目2番23号  
TEL 751-3021  
FAX 751-5279